

未定稿

# 乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業

## Q & A

注：本Q & Aは、現時点版であり、今後変更があり得ることに留意願います。

令和8年4月1日版

農林水産省畜産局畜産振興課

# 目次

## 1 事業の目的・内容

- 問1 本事業が措置された目的や背景を教えてください。・・・ 1
- 問2 長命連産性の能力の高い乳用牛とはどのような乳用牛ですか。・・・ 1
- 問3 本事業に参加することでどのような効果が得られますか。・・・ 1

## 2 事業スキーム

- 問4 本事業の事務的な流れを教えてください。また、事業実施主体はどこですか。・・・ 1

## 3 事業計画

- 問5 長命連産性等向上計画とは具体的にどのようなものですか。また、長命連産性等向上精液等と特別長命連産性等向上精液等の回数はどうのように計画すれば良いですか。・・・ 2
- 問6 長命連産性等向上計画の令和7年1月1日時点の経産牛頭数の記載欄は、取組主体管内の酪農家が飼養している全ての経産牛頭数を記載する必要がありますか。・・・ 2
- 問7 事業に参加する際に、牛群長命連産性等向上計画と一緒に「飼養衛生管理の取組確認書」を提出するのはどうしてですか。・・・ 2
- 問8 「飼養衛生管理の取組確認書」はどのような内容ですか。また、飼養している全ての乳用牛が対象なのでしょうか。・・・ 3
- NEW 問9 6～9月にホルスタイン受精卵の移植を予定していますが、暑熱対策事業と長命連産事業どちらの事業に申請をすればいいですか。・・・ 3

## 4 対象精液

### (種類等)

- 問10 事業の対象となる精液等とはどのような種雄牛由来のものですか。・・・ 3
- 問11 NTPなどの能力が高い種雄牛由来の精液等を人工授精したいと考えていますが、交配を希望する種雄牛がリストに掲載されていません。種雄牛のリストの掲載の考え方を教えてください。・・・ 4
- 問12 利用した精液等の略号が種雄牛リストに掲載されているものと僅かに異なっていますが(Xがついている等)、対象となりますか。・・・ 4
- 問13 事業対象となる精液等の由来となる種雄牛の評価時期についてお教えてください。・・・ 4
- 問14 昨年度奨励金の対象であった精液等が種雄牛リストにないのですが、対象ではないのですか。・・・ 4
- 問15 種雄牛リストが随時更新されるということは、奨励金の単価が変動する可能性があるということですか。奨励金単価はどのように考えたらよいですか。・・・ 5
- 問16 性選別精液や後代検定事業で配布された精液も対象となりますか。・・・ 5
- 問17 輸入精液(ヤングサイアを含む)は本事業の対象になりますか。その場合の奨励金額も教えてください。・・・ 6

- 問 18 ジャージー種、ホルスタイン種（RED）等の品種の種雄牛由来の精液も対象となりますか。・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 問 19 農家購入の精液を利用した場合も本事業の対象となりますか。また、過年度に購入した精液でも対象となりますか。それとも事業用に新たに精液等を購入しないといけないのですか。・・・・・・・・ 6
- 問 20 受精卵生産用に使用した精液も補助対象となるのですか。・・・・・・・・ 6

#### (回数)

- 問 21 事業の対象となる長命連産性等向上精液等を利用予定の乳用牛頭数について、1農家当たりの上限はありますか。・・・・・・・・ 6
- 問 22 事業の対象は乳用牛1頭当たりの人工授精等の回数が上限2回となっていますが、事業期間内に行った人工授精等回数のことですか。上限回数が3回から2回に減少したのはどうしてですか。・・・・・・・・ 7
- 問 23 事業の対象は乳用牛1頭当たりの人工授精等の回数が上限2回とのことですが、奨励金単価が6千円の精液等の利用回数と単価が9千円の精液等の利用回数の合計が2回まででしょうか。それとも、単価が6千円と単価9千円の精液等の利用回数がそれぞれ2回まで（最大4回まで）ということでしょうか。・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 問 24 乳用牛の発情が確認された夕方に対象精液等を利用して1回人工授精等を行い、翌朝も対象精液等を利用してもう1回人工授精等を行いました。この場合、2回分の奨励金の交付を受けることはできますか。 7
- 問 25 本事業の対象精液等を利用したものの、受胎しなかったため、その後、肉用牛の精液又は受精卵を利用した場合、対象精液等の利用に対して奨励金は交付されますか。・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

#### (費用)

- 問 26 本事業は精液料金、技術料金等のかかった経費を助成する補助事業ですか、それとも対象精液等を利用する度に奨励金が交付される奨励金事業でしょうか。また、証拠書類となる授精証明書の発行費用は事業対象となりますか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

### 5 交配対象牛

- 問 27 授精・移植する雌牛の月齢に制限はありますか。未経産牛でも対象となりますか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 問 28 事業実施期間中に長命連産性等向上精液等を授精・移植した雌牛が死亡してしまった場合、当該雌牛に使用した精液等に対して奨励金は交付されますか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 問 29 事業に参加するに当たり、飼養している乳用雌牛の血統登録や牛群検定の参加は必要ですか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 問 30 「乳用牛を利用して乳用種後継牛の生産を行う」とありますが、交配する対象の雌牛は、ホルスタイン種（RED）、ジャージー種、ブラウンスイス種、交雑種（クロスブリーディングにより生産された乳用牛）でもよいですか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

- 問 31 外部預託した雌牛へ人工授精等を行った場合の精液に対して、奨励金は交付されますか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

## 6 成果目標

- 問 32 成果目標では、長命連産性等向上精液等による人工授精等を行った乳用牛頭数の割合が80%以上とすることとなっていますが、80%の考え方を教えてください。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 問 33 事業終了後に、対象の長命連産性等向上等精液等を利用して生産した乳用後継牛の供用期間や経営コスト削減効果について報告をする必要はありますか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 問 34 長命連産性等向上精液等による人工授精等を行った乳用牛の頭数割合が80%以上となる成果目標について、取組主体はどのように達成状況を確認すればよいのでしょうか。・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 問 35 長命連産性等向上精液等による人工授精等を行った乳用牛の頭数割合が80%以上となる成果目標は、取組主体が達成する必要がありますが、当該成果目標が達成されなかった場合、奨励金は交付されないのでしょうか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

## 7 事務手続き

### (証拠書類)

- 問 36 奨励金の交付を受けるために必要な証拠書類はどのようなものでしょうか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 問 37 受胎までに2回の授精を要した場合、2回分の授精証明書が必要という理解で良いですか・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 問 38 開業授精所や自家受精を行っている酪農経営体は本事業の奨励金の交付を受けることはできますか。また、人工授精師ではない農家が自ら飼養している乳用牛に人工授精等を行った場合は、どのような証拠書類を保存すればよいのでしょうか。・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 問 39 実績報告ではどのような書類を提出することになりますか。・・・・・・ 11

### (奨励金交付)

- 問 40 利用した精液等に対し、後から奨励金がまとめて交付されるのですか。また、概算払請求はできますか。・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 問 41 本事業の奨励金は、取組主体を通じて最終的に酪農経営体に交付されるものでしょうか。また、酪農経営体に奨励金を交付する場合、取組主体から直接酪農経営体に支払わなければならないのでしょうか。・・ 12

## 8 その他

- 問 42 生乳生産をしていない酪農家（育成農家）は対象となるのですか。・・ 12
- 問 43 事業実施期間中に新規就農した酪農経営体等は、本事業に参加できますか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- NEW 問 44 新規就農でなくても、年度の途中から事業に参加することはできますか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

	問 45	取組主体が本事業を推進するに当たって必要となる賃金等は補助対象となりますか。・・・・・・・・・・・・・・・・	13
	問 46	事業実施年度中又は事業実施期間終了後に、事業に参加した酪農経営体が廃業した場合、補助金返還となるのでしょうか。・・・・・・・・	13
NEW	問 47	長命連産事業は「生乳需給安定クロスコンプライアンス」の対象になりますか。・・・・・・・・・・・・・・・・	14
NEW	問 48	みどりチェックは実績報告時も提出する必要がありますか。・・・・・・	13

#### 9 飼養管理技術の現場普及（取組主体向け）

NEW	問 49	取組主体が主催する飼養管理技術向上の研修会はどのような内容であれば補助の対象になりますか。・・・・・・・・	14
NEW	問 50	何の経費が補助の対象となりますか。・・・・・・・・	14
NEW	問 51	講師への謝金や旅費に支払う額に上限はありますか。・・・・・・	14

## 1 事業の目的・内容

問1 本事業が措置された目的や背景を教えてください。

近年、国際情勢や円安の影響による配合飼料の資材価格の高騰等により、酪農経営は厳しい状況に置かれているところです。

こうした状況の中、将来に向け、酪農生産基盤を確保していくためには、輸入依存度の高い配合飼料を多給する乳量偏重の構造から、長命連産性に重きを置いた牛群構成へ転換していくことにより、酪農経営の効率化を図っていくことが急務となっています。

このため、酪農経営における後継牛の確保にあたり、長命連産性の能力の高い乳用種雄牛由来の精液又は受精卵の利用を支援し、乳用牛の育成・導入に係る費用や飼料等の生産コストの低減を図り、持続的な酪農経営への移行を促すことを目的としています。なお、牛群構成の転換には3～4年を要することから、計画的な取組を支援するため、令和5年度補正予算から措置しています。

問2 長命連産性の能力の高い乳用牛とはどのような乳用牛ですか。

長命連産性とは、より多くの子牛を産み、より長い期間にわたって生乳生産する能力のことであり、長命連産性の能力の高い乳用牛とは、

- ① 繁殖性が高く、空胎期間が短い
- ② 乳房炎等の生乳生産に影響を与える疾病に罹患しにくく、乳中の体細胞数が低い
- ③ 肢蹄が強健

などの特徴があり、生産寿命（耐用年数）が長い乳用牛のことです。

問3 本事業に参加することでどのような効果が得られますか。

長命連産性に優れた牛群構成に転換することにより、搾乳牛の供用期間が延長し、毎年の更新に必要な後継牛頭数を削減することができます。

後継牛頭数の削減により、

- ① 後継牛の導入・育成（飼料費等）にかかる費用の低減
- ② GHG（温室効果ガス）の排出量削減

等、経営的にも地球環境的にも良い効果が得られることが期待されます。

## 2 事業スキーム

問4 本事業の事務的な流れを教えてください。また、事業実施主体はどこですか。

本事業は、事業実施主体が自ら又は取組主体を通じて、長命連産性能力の高い精液等（以下、「長命連産性等向上精液等」という。）を利用する酪農経営体等に対し奨励金を交付する事業です。

事業実施主体は全国的に事業を推進できる民間団体として、一般社団法人中央酪農会議に決定しました。

取組主体は、酪農経営体等の乳用後継牛の生産に係る計画や実績を取りまとめて事業実施主体に提出し、事業実施主体は取組主体からの申請・報告を取りまとめの上、国へ申請・報告します。

### 3 事業計画

問5 長命連産性等向上計画とは具体的にどのようなものですか。また、長命連産性等向上精液等と特別長命連産性等向上精液等の利用回数はどのように計画すれば良いですか。

長命連産性等向上計画（乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業実施要領（以下、「実施要領」という。）別記様式第3号）とは、酪農経営体等が策定する牛群長命連産性等向上計画（実施要領別記様式第2号）を取りまとめて、取組主体が作成する計画であり、取組主体の概要、長命連産性等向上精液等の利用回数や奨励金額、成果目標について記載したものです。

長命連産性等精液等と特別長命連産性等精液等の利用回数の内訳については、各酪農経営体等の後継牛生産に係る計画をもとに、利用見込みを記載ください。

なお、本事業は乳用後継牛の増頭を目的とした事業ではありません。また、取組主体が承認を受けた当初の計画と、実績報告が大きく乖離するケースが散見されています。計画的な乳用後継牛生産を基にした事業計画を提出いただくようお願いいたします。

問6 長命連産性等向上計画の令和8年1月1日時点の経産牛頭数の記載欄には、取組主体管内の全ての酪農家が飼養している経産牛頭数を記載する必要がありますか。

取組主体管内の酪農家が飼養している全ての経産牛頭数ではなく、取組主体管内の酪農家のうち、本事業に参加する予定の酪農家が令和8年1月1日時点で飼養している全ての経産牛頭数を記載してください。

令和8年1月1日時点で本事業参加予定の酪農家が飼養している全ての経産牛頭数を記載していただく理由は、長命連産性等向上精液等の利用に係る計画の妥当性を確認させていただくためですので、必ず記載をお願いします。

なお、令和8年1月1日時点の経産牛頭数は、計画の妥当性を確認するために記載いただくこととしたものであり、未經産牛の頭数は含みません。酪農経営では、計画的に乳用牛の更新を行う必要があります。廃用にする乳用牛頭数は未經産牛頭数の概ね半分と考えられます。このため、長命連産性等向上計画においては、未經産牛を含めず、経産牛の頭数のみを記載してください。

問7 事業に参加する際に、牛群長命連産性等向上計画と一緒に「飼養衛生管理の取組確認書」を提出するのはどうしてですか。

本事業は、長命連産性の高い牛群への転換を図るため、乳用後継牛の確保にあたり、長命連産性等向上精液等の利用を支援する事業です。

一方、乳用牛の長命連産性を向上させるためには、計画的に本事業による長命連産性等向上精液等を利用することに加え、細菌性乳房炎の抑制や定期的な削蹄の励行等、適切な飼養衛生管理が重要です。

そこで、本事業に参加する場合、酪農経営体等の皆さんに、

- ① 長命連産性等向上精液等の利用計画を示す牛群長命連産性等向上計画の策定に加え、
  - ② 飼養衛生管理の取組確認書の提出
- をお願いすることとしているところです。

この「飼養衛生管理の取組確認書」に必要事項を入力の上、牛群長命連産性等向上計画に添付して取組主体へ提出をお願いします。

問8 「飼養衛生管理の取組確認書」はどのような内容ですか。また、飼養している全ての乳用牛が対象なのでしょうか。

「飼養衛生管理の取組確認書」は、我が国の飼養実態を踏まえ、具体的な対応をまとめた「乳用牛の飼養管理に関する技術的な指針」（令和5年7月26日付け5畜産第1063号）から、乳用牛の長命連産性を高める基本的な事項を整理し、本事業に参加する酪農経営体等の皆さんに適切な飼養衛生管理を促す内容となっています。

本取組確認書は、長命連産性等向上精液等を利用する乳用牛及び生産された乳用後継牛に対して適切な飼養衛生管理を促すものですが、その他の飼養する乳用牛についても、同様に適切な飼養衛生管理を実践していただくことが肝要だと考えております。

問9 6～9月にホルスタイン受精卵の移植を予定していますが、生乳暑熱対応推進緊急対策（のうち夏季受精卵活用奨励事業）と長命連産事業どちらの事業に申請をすればよいですか。

6～9月にホルスタイン受精卵を移植する場合は、夏季受精卵活用奨励事業を活用してください。

（独）農畜産業振興機構では、国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業のうち生乳暑熱対応推進緊急対策において、夏季（6～9月）の受精卵移植への支援を予定しています。このため、重複補助を避ける観点から、6/1～9/30までに実施する受精卵移植は、本事業の奨励金の対象外とします。

一方、6～9月に長命連産性等精液を利用して人工授精する場合や6～9月以外に受精卵移植を行う場合は本事業の奨励金の対象となります。

ホルスタイン受精卵の移植を計画している場合は、実施時期によって対象となる事業が異なりますので、ご注意ください。

（補助の対象となる事業と時期）

	4～5月	6～9月	10月～事業終了
長命連産事業・精液利用	○	○	○
長命連産事業・受精卵移植	○	×	○
夏季受精卵活用奨励事業・受精卵移植	×	○	×

#### 4 対象精液 （種類等）

問10 事業の対象となる精液等はどうような種雄牛由来のものですか。

本事業の対象となる精液等については、国内又は海外の家畜血統登録機関において登録されているホルスタイン種の種雄牛から採取され、かつ次のいずれかに該当するものが対象となります。

- ① （独）家畜改良センター等が公表した「乳用牛種雄牛評価成績」等に掲載された又は公表した評価成績を有する種雄牛であって、総合指数（以下、「NTP」という。）上位40位以内相当の遺伝的能力を有したことがある国産種雄牛（ヤングサイア含む）及び海外種雄牛（ヤングサイア含む）由来のものが奨励金6,000円、
- ② 長命連産効果上位10位以内相当かつ、NTP上位40位以内相当の遺伝的能力を有したことがある国産種雄牛（ヤングサイアを含む）由来のものが奨励金9,000円、

です。

なお、奨励金の対象精液等の由来となる種雄牛のリストについては、令和7年8月及び令和8年2月の評価を踏まえ、HPに掲載しています。(独)家畜改良センター等では国内種雄牛は半年ごと(2月及び8月)、海外種雄牛は4か月ごと(4月、8月及び12月)に「乳用種雄牛評価成績」等を公表しています。

これらの公表を踏まえて、随時種雄牛のリストを更新する予定ですが、事業のとりまとめ作業に一定の期間が必要となることを踏まえ、令和8年度については、種雄牛リストの評価対象期間は、令和8年8月公表分及び2026年度後代検定前期分の遺伝的能力評価までとする予定です。加えて、輸入実績等を踏まえて略号について情報更新を行うこととし、令和8年10月中旬に最終更新をする予定です。

問11 NTPなどの能力の高い種雄牛由来の精液等を人工授精したいと考えていますが、交配を希望する種雄牛がリストに掲載されていません。種雄牛のリストの掲載の考え方を教えてください。

本事業の対象となる精液等については、問10で示した要件に合致していることが前提です。

なお、(独)家畜改良センターによる評価成績を有する乳用種雄牛の公表基準として、

- ① 国内種雄牛については、国内評価値について一定の記録を有する娘牛が10牛群15頭以上存在していること
- ② 海外種雄牛については、国際評価値について泌乳形質の信頼度が75%以上で、かつ体型形質の信頼度が60%以上であること

が条件となっていますので、交配を希望される種雄牛が、これらの公表基準を満たしていないため、リストに掲載されていないと考えられます。

また、令和8年度事業では、令和7年8月以降の評価成績に基づき、要件に合致した種雄牛をリストに掲載しています。過年度事業のリストとは内容が異なりますので必ず令和8年度事業用の種雄牛リストをご利用ください。

問12 利用した精液等の略号が種雄牛リストに掲載されているものと僅かに異なっていますが、対象となりますか。

種雄牛リストには(独)家畜改良センターの協力の下、一般供用・販売している略号を掲載していますが、特に海外産精液については、人工授精所の販売戦略等の関係で一部、情報の更新が間に合わない場合があります。また、性選別精液については、略号の冒頭に「50」の数字や末尾に「X」の文字が付されることが多いようですが、種雄牛リストの略号には反映されていない場合もあります。

農林水産省では、海外産精液の輸入実績等を踏まえて、国内で一般供用・販売されている精液の略号を反映できるよう努めておりますが、もし種雄牛リストに掲載されていない略号であった場合は、国際IDが合致しているか否かをご確認いただき、合致している場合は対象精液と置き換えて考えてください。

問 13 事業対象となる精液等の由来となる種雄牛の評価時期について教えてください。

(独) 家畜改良センター等が令和7年8月評価以降に公表した種雄牛の評価成績が対象となります。

また、令和7年8月以降に公表された評価成績において、一度でも問10の要件を満たした種雄牛由来の精液等であれば本事業の対象となります。令和6及び7年度事業のリストとは内容が異なりますので必ず令和8年度事業用の種雄牛リストをご利用ください。

問 14 種雄牛のリストが随時更新されるということは、奨励金の単価が変動する可能性があるということですか。奨励金単価はどのように考えたらよいですか。

種雄牛の評価成績は、娘牛の泌乳成績等の蓄積により、定期的に更新されています。このため、本事業では、令和7年8月評価以降の評価成績を基に、一度でも問10において示した要件を満たしている精液等に対して奨励金を交付することにしました。

具体的には、

- ① 一度でも、単価9千円/回の要件に合致すれば、事業実施期間中に評価成績が下がった場合であっても単価9千円/回の奨励金
- ② 同様に、一度でも、単価6千円/回の要件に合致すれば、事業実施期間中に評価成績が下がった場合であっても、単価6千円/回の奨励金の対象となります。
- ③ 加えて、例えば令和8年2月評価において、単価6千円/回の要件を満たしている精液等を、同年4月に人工授精し、その後同年8月評価において、単価9千円/回の要件を満たした場合は、当該精液等は、単価9千円/回の奨励金の対象となります。

事業の実績報告書を提出する際には、最新版の種雄牛のリストを基に、奨励金単価が6千円又は9千円のどちらであるかを確認の上、奨励金額を算出してください。なお、事業のとりまとめ作業に一定の期間が必要となることを踏まえ、令和8年度について、種雄牛リストの評価対象期間は令和8年8月公表分及び2026年度後代検定期分前の遺伝的能力評価までとする予定です。加えて、輸入実績等を踏まえて略号について情報更新を行うこととし、令和8年10月中旬に最終更新をする予定です。

問 15 昨年度奨励金の対象であった精液等が種雄牛リストにいないのですが、対象ではないのですか。

乳用牛の能力は日々改良されており、一定の期間ごとに基準を更新する必要があることから、令和8年度乳用牛長命連産等向上緊急支援事業においては、令和7年8月評価以降に公表した種雄牛の評価成績を対象としています。

令和7年度において奨励金の対象となっていた種雄牛であっても令和8年度は対象とならない場合があるため、令和8年度用の種雄牛リストにて対象となっているかを必ずご確認ください。

問 16 性選別精液や後代検定事業で配布された精液も対象となりますか。

いずれも、本事業の要件を満たした種雄牛由来の精液等であれば対象となります。奨励金額については、問10と同様となります。

問 17 輸入精液（ヤングサイアを含む）は本事業の対象になりますか。その場合の奨励金額も教えてください。

（独）家畜改良センターが令和7年8月以降に公表した評価成績を有するものであって、NTP上位40位以内相当の遺伝的能力を有したことがある種雄牛由来のものであれば、輸入精液（ヤングサイアを含む）も本事業の対象となり、奨励金は6,000円です。

問 18 ジャージー種、ホルスタイン種（RED）等の品種の種雄牛由来の精液も対象となりますか。

ジャージー種などのホルスタイン種以外の品種の種雄牛由来の精液等は、本事業の対象とはなりません。

事業の対象となる精液等は、国内又は海外の家畜血統登録機関において登録されているホルスタイン種由来のもののみです。

ホルスタイン種（RED）については、事業の要件の通り、（独）家畜改良センター等が公表した「乳用牛種雄牛評価成績」等において、事業の要件を満たしていれば本事業の対象となります。

問 19 農家購入の精液を利用した場合も本事業の対象となりますか。また、過年度に購入した精液でも対象となりますか。それとも事業用に新たに精液等を購入しないとイケないのですか。

農家購入の精液等及び過年度に購入した精液等についても、事業の要件を満たしていれば対象となります。このため、必ずしも本事業のために新しく精液等を購入する必要はありません。本事業の対象精液となるかについては、HPに掲載している奨励金の対象精液等の由来となる種雄牛のリストをご確認ください。

問 20 受精卵生産用に使用した精液も補助対象となるのですか。

単に受精卵を生産するために使用する精液については本事業の対象とはなりません。

本事業は、酪農経営体等が自ら所有している又は今後、搾乳牛として所有することが確実に見込まれる乳用牛を利用して、乳用種後継牛の生産を行う際に、長命連産性等向上精液等の利用に対して奨励金を交付するものです。

なお、事業の要件を満たした精液により生産された受精卵を乳用種後継牛の生産のために移植した場合、当該受精卵は本事業の対象となります。ただし、6～9月の受精卵移植は補助対象になりません（問9参照）。

#### （回数）

問 21 事業の対象となる長命連産性等向上精液等を利用予定の乳用牛頭数について、1農家当たりの上限はありますか。

1農家当たりの上限頭数はありません。

しかしながら、本事業は増頭を奨励する事業ではなく、自らの飼養している雌牛の牛群を転換するための事業です。このため、各酪農経営体において、令和8年1月1日時点で飼養している全ての経産牛頭数や乳用後継牛生産のために利用予定の乳用牛頭数を踏まえて、長命連産性等向上精液等を利用する予定の乳用牛が適切な頭数となるよう牛群長命連産性等向上計画を策定してください。

問 22 事業の対象は乳用牛1頭当たりの人工授精等の回数が上限2回となっていますが、事業期間内に行った人工授精等回数のことですか。

近年、乳用牛の受胎率は約45%であり、人工授精等を2回行うことで7割の乳用牛が受胎すると考えられることから、本事業では、事業期間内に行った人工授精等の2回までを奨励金の対象とすることにしています。

一方、乳用牛の長命連産性を向上させ、能力を最大限発揮させるためには、適切な飼養管理が重要となります。そのため、事業に参加する酪農経営体等の皆様には適切な飼養衛生管理を行う取組確認書をご提出することとしています。

また、令和7年度事業において、乳用牛の飼養管理の改善に係るチェックポイントを作成しましたので、受胎率向上と生産コストの低減等に向け、ご活用ください。

問 23 事業の対象は乳用牛1頭当たりの人工授精等の回数が上限2回までとのことですが、奨励金単価が6千円の精液等の利用回数と、単価が9千円の精液等の利用回数の合計が2回までということでしょうか。それとも、単価6千円と単価9千円の精液等の利用回数がそれぞれ2回まで（最大4回まで）ということでしょうか。

近年、乳用牛の受胎率は約45%であり、人工授精等を2回行うことで7割の乳用牛が受胎すると考えられます。

このため、奨励金単価によらず、奨励金単価が6千円の精液等の利用回数と、単価が9千円の精液等の利用回数の合計で考え、乳用牛1頭当たりの人工授精等の合計の回数を上限2回までとしています。

問 24 乳用牛の発情が確認された夕方に対象精液等を利用して1回人工授精等を行い、翌朝も対象精液等を利用してもう1回人工授精等を行いました。この場合、2回分の奨励金の交付を受けることはできますか。

一般的に、1回の発情につき利用する精液等の適正量は1回の人工授精等で十分であるため、過剰に人工授精等を行った精液等は、本事業の奨励金の対象とすることはできません。

なお、一般的な乳用牛の発情周期は21日、専門家によれば発情周期が不安定な若齢牛（未経産牛）であった場合でも、17～18日であると知見があることから、人工授精等を複数回行った場合は、それぞれ適切な間隔が空けて人工授精を実施してください。

問 25 本事業の対象精液等を利用したものの、受胎しなかったため、その後、肉用牛の精液又は受精卵を利用した場合、対象精液等の利用に対して奨励金は交付されますか。

1回でも本事業の対象となる長命連産性等向上精液等を利用していれば、奨励金の対象とすることは可能です。その後の受胎の有無や肉用牛精液等の利用、長命連産性等向上精液等以外の乳用種の精液等の利用についての要件はありません。

また、1回でも本事業の対象となる長命連産性等向上精液等を利用していれば、成果目標の「乳用後継牛生産のために長命連産性等向上精液等による人工授精を行った乳用牛頭数」に含めることができます。成果目標の考え方については、をご確認ください。

## (費用)

問 26 本事業は精液料金、技術料金等のかかった経費を助成する補助事業ですか、それとも対象精液等を利用する度に奨励金が交付される奨励金事業でしょうか。また、証拠書類となる授精証明書の発行費用は事業対象となりますか。

本事業は、長命連産性等向上精液等を利用することに対して奨励金を交付する事業であることから、実際に人工授精等にかかった経費（精液料金、技術料金等）に関係なく、奨励金が交付されます。

このため、授精証明書の発行費用等、関係する経費に対する補助はありません。また、授精証明書以外にも証拠書類として取扱うことができる書類がありますので、詳しくは問 36 をご確認ください。

## 5 交配対象牛

問 27 授精・移植する雌牛の月齢に制限はありますか。未経産牛でも対象となりますか。

人工授精等を行う乳用雌牛の月齢に制限は設けておらず、未経産牛も対象となります。

本事業は、長命連産性に重きを置いた乳用種後継牛の生産を行う際に、長命連産性等向上精液等の利用に対して奨励金を交付するものです。このため、本事業の対象となる種雄牛の精液等に対し具体的な要件を設けています。

一方、人工授精等を行う乳用雌牛の月齢に制限は設けておらず、未経産牛も対象となります。なお、「乳用牛の飼養管理に関する技術的な指針」（令和 5 年 7 月 26 日付け 5 畜産第 1063 号）において、「特に未経産牛は、出産時の母子の健康やより良いアニマルウェルフェアを確保するために十分な身体的成熟に達するまで繁殖に供してはならない。」としており、「日本飼養標準（乳牛）2017 版」における初産種付けの開始基準等を参考にしながら適切な飼養管理に努めてください。

問 28 事業実施期間中に長命連産性等向上精液等を授精・移植した雌牛が死亡してしまった場合、当該雌牛に使用した精液等に対して奨励金は交付されますか。

疾病や事故等のやむを得ない事情により死亡した場合は、獣医師による死亡診断書等で証明できるときに限り、当該雌牛に使用した精液等に対して奨励金を交付します。

取組主体が事業対象としている期間中に、長命連産性等向上精液等を使用した雌牛が、疾病や事故等のやむを得ない事情で死亡した場合（その結果、やむを得ず廃用と畜した場合も含む）が該当します。

なお、一般的に酪農経営では、計画的に乳用牛の更新を行われておりますが、取組主体が事業対象としている期間中に、計画的に更新のために廃用に仕向ける予定の雌牛に長命連産性等向上精液等を使用した場合は、奨励金の交付対象とはなりませんのでご注意ください。

問 29 事業に参加するに当たり、飼養している乳用雌牛の血統登録や牛群検定の参加は必要ですか。

血統登録や牛群検定への参加は要件にしていません。

しかしながら、血統登録は自らの牛群の改良に必要な情報を整備することを可能とする取組であり、牛群検定は繁殖管理や飼養管理などに効果的な取組ですので、各酪農経営体の判断で、取り組んでいただくことを推奨します。

問 30 「乳用牛を利用して乳用種後継牛の生産を行う」とありますが、交配する対象の雌牛は、ホルスタイン種（RED）、ジャージー種、ブラウンスイス種、交雑種（クロスブリーディングにより生産された乳用牛）でもよいですか。

人工授精等を行う乳用雌牛の品種に制限はありません。

本事業は、乳用雌牛に長命連産性等向上精液等による人工授精等を行うことにより、乳用種後継牛の生産を行う酪農経営体等に対して奨励金を交付する事業です。このため、本事業の対象となる種雄牛の精液等に対し具体的な要件を設けています。

一方、人工授精等を行う乳用雌牛の品種は制限しておりませんが、事業の成果が得られるような人工授精等の計画を策定してください。

問 31 外部預託した雌牛へ人工授精等を行った場合の精液に対して、奨励金は交付されますか。

育成牛が確実に自分の農場に戻ってくる契約になっていれば奨励金の交付を受けることも可能です。

本事業は、長命連産性の高い精液等を利用することに対して奨励金を交付するものです。このため、原則として、人工授精等を行った飼養者が奨励金の交付を受けることとなります。一方で、「搾乳牛として所有することが確実に見込まれる乳用牛を利用して、乳用種後継牛の生産を行う」酪農経営体等を事業の参加要件としているため、預託中の育成牛であっても、確実に自分の農場に戻ってくる契約になっている場合は奨励金の交付対象となります。

なお、奨励金の交付に当たっては、人工授精等を行った乳用牛の個体識別番号や精液等の情報を報告する必要があり、また、預託契約において人工授精に要する経費を誰が、どのように負担することになっているかも関係します。1頭の乳用牛について酪農経営体と預託先農場が重複して実績報告を行うことがないよう、あらかじめ両者でよく相談の上、対応を検討してください。

## 6 成果目標

問 32 成果目標では、長命連産性等向上精液等による人工授精等を行った乳用牛頭数の割合が 80%以上とすることとなっていますが、80%の考え方を教えてください。

和牛精液の人工授精や和牛受精卵の移植のみを行った乳用牛を除き、乳用後継牛生産のために人工授精等を行った乳用牛のうち、本事業の対象となる長命連産性等向上精液等を利用した頭数の割合を 80%以上とすることを成果目標としています。

また、本成果目標は取組主体が達成する目標であり、取組主体内の事業参加酪農経営体等の実績の合計で算出することとなりますので、取組主体内で和牛や交雑種の生産のみに供した乳用牛や事業に参加しない酪農経営体等が飼養している乳用牛は成果目標に係る実績に含まれません。

なお、事業実施期間内に 1頭の乳用牛に対して複数回の人工授精等を行った場合は、1回でも本事業の対象となる長命連産性等向上精液等を利用していれば、「乳用後継牛生産のために長命連産性等向上精液等による人工授精等を行った乳用牛頭数」に含めることができます。

1回でも本事業の対象となる長命連産性等向上精液等を利用していれば、奨励金の対象とすることは可能であり、その後の受胎の有無や肉用牛精液等の利用、長命連産

性等向上精液等以外の乳用種の精液等の利用についての要件はありません。

問 33 事業終了後に、対象の長命連産性等向上等精液等を利用して生産した乳用後継牛の供用期間や経営コスト削減効果について報告をする必要はありますか。

本事業の対象となる長命連産性等向上等精液等を利用して生産された乳用後継牛の供用期間や経営コスト削減効果等についての報告は、本事業の要件とはしておりません。しかしながら、本事業を活用し、生産された乳用後継牛の能力が十分発揮されるよう、適切な飼養管理等に努めてください。

問 34 長命連産性等向上精液等による人工授精等を行った乳用牛の頭数割合が80%以上となる成果目標について、取組主体はどのように達成状況を確認すればよいのでしょうか。

本事業の実績報告書において、長命連産性等向上精液等を利用した乳用牛の個体識別番号、当該乳用牛に人工授精等を行った回数、利用した長命連産性等向上精液等の人工授精等に関する情報（精液/受精卵の別、人工授精等の実施日、精液/受精卵情報として種雄牛の名号、登録番号及び奨励金額等）を整理する必要がありますので、これらの情報を基に、達成状況を確認してください。

成果目標の確認に当たり、和牛精液の人工授精や和牛受精卵の移植のみを行った乳用牛や、長命連産性等向上精液等以外の乳用種の精液等を利用した乳用牛の交配状況については、繁殖台帳や野帳などによって確認してください。

また、実績報告書の様式、提出期限等に当たっては、事業実施主体の定める事業実施要領をご確認ください。

問 35 長命連産性等向上精液等による人工授精等を行った乳用牛の頭数割合が80%以上となる成果目標は、取組主体が達成する必要がありますが、当該成果目標が達成されなかった場合、奨励金は交付されないのでしょうか。

本事業の成果目標は、乳用後継牛の生産に、長命連産性等向上精液等の利用を促進する観点で設定しています。

成果目標が達成されなかった場合には、達成できなかった理由を確認させていただきますが、本事業の対象精液を利用して生産された乳用後継牛については、長命連産性の高い牛群への転換に資すると考えられることから、奨励金の交付対象とさせていただきます。引き続き、適切な飼養管理に取り組んでいただき、長命連産性の向上に努めてください。

## 7 事務手続き (証拠書類)

問 36 奨励金の交付を受けるために必要な証拠書類はどのようなもののでしょうか。

奨励金の交付を受けるためには、以下の証拠書類が必要です。

- ①授精証明書又は受精卵移植証明書の写し
- ②精液証明書又は受精卵証明書の写し

なお、第3者が発行した以下のA～Eの情報を全て含むもので、NOSAI等が管理している人工授精簿や家畜人工授精師が整備している台帳等の書類により①及び②の代用とすることが可能です。ただし、事業の実績確認を求められた場合には、①及び②

の証拠書類又は家畜人工授精簿の記載事項と情報の突合ができるようにして下さい。

- A 人工授精等をした乳用牛の個体識別番号
- B 精液／受精卵の別
- C 人工授精等の実施日
- D 種雄牛の情報（名号等）
- E 授精者氏名

問 37 受胎までに2回の授精を要した場合、2回分の授精証明書が必要という理解で良いですか。

事業実施期間中に、本事業の対象となる長命連産性等向上精液等を利用して2回人工授精等を行い、2回分の奨励金を申請する場合は、当該人工授精等に係る2回分の授精証明書等の証拠書類が必要となります。

問 38 自家授精を行っている酪農経営体は本事業の奨励金の交付を受けることはできますか。また、人工授精師ではない農家が自ら飼養している乳用牛に人工授精等を行った場合は、どのような証拠書類を保存すれば良いのでしょうか。

自家授精を行っている酪農経営体も本事業の奨励金の交付を受けることは可能です。

なお、自家授精を行う場合は、家畜人工授精簿等を保存してください。具体的には、以下の書類が該当します。

- ①精液証明書又は受精卵証明書の写し
- ②家畜人工授精簿等の授精台帳（必須項目は、人工授精等をした乳用牛の個体識別番号、精液／受精卵の別、人工授精等の実施日、精液又は受精卵証明書番号、種雄牛の情報（名号等）、授精者氏名）

問 39 農家からの実績報告ではどのような書類を提出することになりますか。

達成状況報告書において、長命連産性等向上精液等を利用した乳用牛の個体識別番号、当該乳用牛に人工授精等を行った回数、利用した長命連産性等向上精液等の人工授精等に関する情報（精液/受精卵の別、人工授精等の実施日、精液/受精卵情報として種雄牛の名号、登録番号及び奨励金額等）を整理する必要がありますので、これらの情報を基に、実績報告してください。

また、実績報告書の様式、提出については、事業実施主体の定める規程をご確認ください。

#### （奨励金交付）

問 40 利用した精液等に対し、後から奨励金がまとめて交付されるのですか。また、概算払請求はできますか。

奨励金は、本事業の対象となる長命連産性等向上精液等の利用実績に応じて交付されます。実績については、人工授精等を行った乳用牛の個体識別番号や精液等の情報を報告する必要がありますので、関係書類を整備しておく必要があります。

なお、事業実施期間中に、その時点の実績に基づいて概算払請求を行うことも可能ですが、概算払いの時期等については事業実施主体とご相談ください。

問 41 本事業の奨励金は、取組主体を通じて最終的に酪農経営体に交付されるものでしょうか。また、酪農経営体に奨励金を交付する場合、取組主体から直接酪農経営体に支払わなければならないのでしょうか。

本事業の奨励金は、取組主体を通じて最終的に酪農経営体に交付されるものです。また、本事業では、事業の円滑な推進を図るため、取組主体による会議の開催、現地調査、推進指導等に要する経費についても補助対象としておりますので、これらの事業の一部を他の者に委託することも可能です。ただし、委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できることとなっておりますので、ご注意ください。

このため、必要かつ合理的・効果的であれば、酪農経営体への奨励金交付業務を他の者に委託することも可能ですので、必ずしも取組主体から酪農経営体へ直接、奨励金を交付しなければならないというわけではありません。

事業の一部を他の者に委託する場合については、乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業実施要領（令和5年11月29日付け5畜産第1741号農林水産省局長通知）第10及び事業実施主体が定める事業実施要領をご確認ください。

## 8 その他

問 42 生乳生産をしていない酪農家（育成農家）は対象となるのですか。

生乳生産を行っていない育成農家も、本事業の対象となります。

育成農家は酪農経営体への後継牛供給を通じて、長命連産性の能力の高い後継牛の生産・供給に資することから、長命連産性等向上精液等を利用していけば、奨励金の交付が可能です。

なお、本事業に参加する育成農家が牛群長命連産性等向上計画を策定する場合、「令和8年1月1日時点の経産牛頭数」の欄には、計画の妥当性を確認するための参考として、令和8年1月1日時点の全乳用牛頭数を記載してください。

問 43 事業実施期間中に新規就農した酪農経営体等は、本事業に参加できますか。

新規就農した酪農経営体等においても、乳用後継牛の確保にあたり、長命連産性等向上精液等を利用する取組を支援することは可能です。事業実施期間中に新規就農した方が牛群長命連産性等向上計画を策定する場合、「令和8年1月1日時点の経産牛頭数」の欄には、計画の妥当性を確認するための参考として、事業参加時点の経産牛頭数を記載してください。

また、事業実施期間中に新規就農者が参加したことにより、交付等要綱別表2に定める重要な変更（総事業費の30%を超える増及び国庫補助金の増等）が生じた場合は、取組主体は、長命連産性等向上計画を速やかに修正し、事業実施主体に修正した計画を提出し、その承認を受ける必要があります。

問 44 新規就農でなくても、年度の途中から事業に参加することはできますか。

原則として途中参加は認められません。

本事業は、要望調査時の額に基づき、奨励金の割当を行う仕組みとしており、年度途中からの参加は想定しておりません。

また、令和8年度より、全国的な生乳需給の安定へ資する取組への拠出を奨励金の交付要件としており、事業参加者から提出された書類の確認を行う予定です。年度途

中での参加を認めた場合、この確認作業が都度発生し、事務負担が大きくなるため、原則として途中参加は認めないこととします。

なお、やむを得ない事情により年度途中から参加を希望する場合は、事業実施主体に相談の上、酪農経営体等は取組主体に長命連産性等向上計画を提出し、計画が提出された取組主体は事業実施主体に計画変更申請を提出してください。最終的な参加の可否は、計画変更の承認をもって決定されます。

問 45 取組主体が本事業を推進するに当たって必要となる賃金等は補助対象となりますか。

取組主体による長命連産性等向上計画の取りまとめ及び策定に要する経費については、補助対象としております。本事業を行うために雇ったアルバイト賃金については、本事業で雇用したことが明らかな雇用通知書、事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備する必要があります。なお、実際に補助対象となる経費の内容については、事業実施主体とご相談ください。

問 46 事業実施年度中又は事業実施期間終了後に、事業に参加した酪農経営体等が廃業した場合、補助金返還となるのでしょうか。

廃業した場合でも、補助金返還は求められません。

本事業は、長命連産性の高い牛群への転換を図るため、乳用後継牛の確保にあたり、長命連産性等向上精液等の利用を支援する事業です。このため、計画的な乳用後継牛の確保を促す観点から、事業に参加する酪農経営体等の皆さんに対し、牛群長命連産性等向上計画を策定いただくこととしています。

一方、やむを得ず、事業実施年度中又は事業実施期間終了後に廃業することになった場合、当該酪農経営体等に補助金返還が求められる訳ではありませんが、本事業の対象精液を利用して生産された乳用後継牛や妊娠牛を、他の酪農経営体等に売却するなど、長命連産性の高い牛群への転換に繋げていただくようお願いいたします。

問 47 長命連産事業は「生乳需給安定クロスコンプライアンス」の対象ですか。

令和8年度事業から対象となります。

農林水産省では、主要な酪農関係の補助事業について、全国的な生乳需給の安定へ資する取組への拠出を交付要件とする「クロスコンプライアンス」を導入しています。本事業も令和8年度からこの対象となり、対象地域外等の一部の酪農経営体を除き、本事業の参加にあたっては、生乳需給安定化事業への継続的な拠出が必要となります。

・農林水産省畜産局牛乳乳製品課の特設ページ

<https://www.maff.go.jp/j/chikusan/gyunyu/lin/kurokon.html>

問 48 みどりチェックは実績報告時も提出が必要ですか。

令和8年度事業から新たに実績報告時も必要となります。

農林水産省では、補助金の交付を受ける場合に、最低限取り組むべき環境負荷低減の取組を要件化（通称「みどりチェック」）しています。

令和7年度事業においては、要望調査時のみチェックシートの提出を求めていましたが、令和8年度事業からは、要望調査時に加え、実績報告時にも提出が必要となります。実績報告時には、実際に取り組んだ内容を確認の上、チェックシートを提出し

てください。

また、実績報告後に国の担当者が抽出により対象農家を選定し、現地での聞き取り等により、取組内容を確認する場合があります。対象となる可能性があることを留意し、適切に取り組んでください。なお、令和8年度は試行実施期間のため、確認時に不備があってもペナルティ措置の対象にはなりません。

## 9 飼養管理技術の現場普及（取組主体向け）

問 49 取組主体が主催する飼養管理技術向上の研修会はどのような内容であれば補助の対象になりますか

長命連産性の向上に資する飼養管理に関する内容が含まれていれば、補助対象となります。

具体的には、乳用牛の生涯生産性を高めるための飼養管理等に関する内容であれば、概論でも具体的な技術でも対象となります。一方、経営管理のみや改良に関する内容のみなど、飼養管理に関する内容を含まない研修会は補助対象外となります。

また、令和7年度事業において有識者による検討会議を開催し、「乳用牛の飼養管理の改善に係るチェックポイント～長命連産性の向上のために～」を作成しました。本資料には、乳用牛の生涯生産性を高めるためのチェックポイントを整理しています。必ずしも記載内容をそのまま研修会に盛り込む必要はありませんが、参考資料としてご活用ください。

問 50 どのような経費が研修開催の補助対象となりますか。

研修会の開催に要する事務的な経費が補助対象となります（定額、上限 256 千円/取組主体）。

例えば、講師への謝金や旅費、研修会のテキストの印刷代、開催案内を送付するための通信運搬費、会場賃借料等が該当します。なお、研修会で飲食物を提供することは可能ですが、当該費用は補助対象外となるためご注意ください。

具体的な費用について不明点がある場合は事業実施主体へお問合せください。

問 51 講師への謝金や旅費に支払う額に上限はありますか。

謝金及び旅費の支払額は、取組主体が定める規程に準拠してください。なお、取組主体に特段の規程がない場合は、事業実施主体の規程を参考にして適切に設定してください。